

建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

福岡県農林水産部が発注する建設工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事

3 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）
- ⑱ 付属品等の木質化（森林土木工事のみ）

4 実施方法

【発注時】

- (1) 発注者は、「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示して設計図書に添付する。

【実施工事の契約後から竣工まで】

- (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、工事着手前に、工事打合書により監督員に快適トイレ設置を希望する旨の協議を行うこととする。
快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合は、本要領は適用しない。

- (3) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- (4) 受注者は、快適トイレを設置する前に「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- (6) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合書に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。
- (7) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (8) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。
- (9) 監督員は、提出された見積りをもとに、「(1) 快適トイレに求める機能 ①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの ⑦～⑪」の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。(積算方法は「5. 積算方法」による。)

5 積算方法

- (1) 快適トイレの費用は、1 基当たり「57,000 円／基・月」を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定するものとする。
※¹：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品）を引いた額
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- (4) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に「57,000 円／基・月」上限まで計上可能とする。
- (5) 積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。
- (7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

〈具体的な計上方法例〉

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
→積算で計上する費用：57,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
→積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
一体型ハウスで入口が 2 箇所 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
→積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
一体型ハウスで入口が 2 箇所 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
→積算で計上する費用：114,000 円／基・月

なお、1 か月未満の端日数分については、1 か月を 30 日として日割り計算した額（少数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。

6 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

- (1) 原則
女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。
- (2) 全般
女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (3) 設置位置
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (4) 動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- (5) ドアの向き
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。
- (6) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。
- (7) 室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。
- (8) 性別の徹底
混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することがないように徹底する。

7 その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降、指名通知又は入札公告する工事に適用。

附 則

この要領は、令和3年2月1日以降、指名通知又は入札公告する工事に適用。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に契約する工事に適用。

附 則

この要領は、令和5年10月1日以降、指名通知又は入札公告する工事に適用。

附 則

この要領は、令和8年10月1日以降、指名通知又は入札公告する工事に適用。